

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

更別村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道河西郡更別村

3 地域再生計画の区域

北海道河西郡更別村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の総人口は 2015 年（国勢調査結果）には 3,185 人となっており、5 年前の 2010 年と比較すると 6.1%とゆるやかな減少に留まっており、住民基本台帳によると 2020 年 7 月の総人口は 3,162 人となっている。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後 2015 年から 2045 年までにはさらに 23.9%減少し 2,425 人になると推計されている。

本村の 2015 年総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 29.0%で全国平均の 26.6%よりも高くなっている。今後、高齢化率は 2045 年までに 11.4 ポイント上昇し、10 人に 4 人が高齢者になると推計されている。また、年少人口の割合は 2015 年の 13.5%から 2045 年までに 2.8 ポイント減少して 10.7%、生産年齢人口の割合も 2015 年の 57.5%から 8.6 ポイント減少して 48.9%になることが推計されており、人口ピラミッドからは超高齢化社会となることが予想され、想像を超える大きな変化が待ち受けている。

本村の「自然増減」については、1996 年（平成 8 年）から 2009 年（平成 21 年）まで出生数が 40 人から 25 人程度に減ってはいるが平均余命の伸びを背景に死亡数がそれほど増えず「自然増」となっていた。しかし 2010 年（平成 22 年）以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っている（2019 年（令和元年）には 16 人の自然減）。なお、「合計特殊出生率」の推移を見ると、本村は 2010 年（平成 22 年）に一時的に伸びた数値が出ているが現在は、1.6 前後で推移している。

「社会増減」については、転入・転出ともに年による変動はあるものの、転出超過「社会減」の傾向が続いている。しかし、2001年～2003年、2008年、2009年、2013年には転入超過「社会増」となっており、総人口に影響している（2019年（令和元年）には3人の社会減）。

このまま人口減少が続くと、産業構造、年齢別産業構造、主要産業就業者人口、保育・教育、医療介護、行財政運営といった地域社会に大きな影響を与える恐れがある。

産業構造の変化や就業者人口の変化によって、現在の人口により生産しているものは、一人あたりの生産額が上がらない限り維持していくことは難しくなる。つまり、生産性の向上を目指さなければ総生産が逡減していくこととなる。

就業人口の減少に伴い地域全体の所得が減少し、それに比例して消費も減少することが予想される。あわせて消費が減少することにより、企業や地域事業所の生産や設備投資も減少し、地域経済全体が縮小することが懸念される。

保育への影響として、人材の確保が難しく待機児童が発生することや、教育での影響では、子供が少なくなり学区の見直しが想定され、遠距離通学といった児童への負担が大きくなることが懸念される。

医療・介護への影響については、更別村第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても示しており、高齢者の増加とそれに伴う介護保険要介護（支援）認定者数が増加し、医療・介護サービス費用に関する需要の逡増が見込まれている。

人口は減少しつつ、医療・介護需要が伸びることにより、行政サービスの効率性が低下し、歳出は減少しないまま歳入が減少、財政の硬直化が想定される。

生活インフラや公共施設の維持管理といった行政機能についても検討が必要となり、コミュニティの維持が困難な地域も出てくることが懸念される。今後、空き家、空き店舗（2019. 村全体5%：約50%）が増加すると予想されており、適切な管理がされていない空き家は、防災、景観等地域に影響を与える。

このため、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を推進していくことが重要となる。

現在は、全国平均を上回る合計特殊出生率及び基幹産業である農業の安定経営等により、後継者は本村に戻る事例も多く、人口減少を緩やかにする要因があるが、一方で、将来人口シミュレーションでは合計特殊出生率 2.07 とした場合において

も将来人口が減少することから、より有効な政策の実施により人口の減少を抑制し人口の維持に近づけていくことを目標とすべく方向としている。

このため、本計画においては次の基本目標を掲げ、その達成を図る。

- ・基本目標 1 産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくります。
- ・基本目標 2 笑顔があふれる新たな人の流れをつくります。
- ・基本目標 3 若い世代の希望をかなえ安心できる子育て環境をつくります。
- ・基本目標 4 豊かな暮らしを営む地域をつくります。
- ・横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進します。
- ・横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図ります。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始年度)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用創出数（5年間累計）	0人	20人	基本目標 1
	就業者数（5年間累計）	0人	25人	
イ	転入超過数（5年間累計）	0人	50人	基本目標 2
	関係人口数（5年間累計）	0人	1,570人	
ウ	合計特殊出生率	1.93%	2.03%	基本目標 3
	出生数（5年間累計）	0人	120人	
エ	持ち家の増加数（5年間累計）	0戸	30戸	基本目標 4
	交流人口の増加数	0人	150,000人	
オ	生産年齢人口比率	57%	60%	横断的な目標 1
カ	居住世帯向け高速通信インフラ の整備数（5年間累計）	0世帯	300世帯	横断的な目標 2
	サテライトオフィス・テレワー ク拠点の誘致数（5年間累計）	0件	5件	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期更別村まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくる事業

イ 笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の希望をかなえ安心できる子育て環境をつくる事業

エ 豊かな暮らしを営む地域をつくる事業

オ 多様な人材の活躍を推進する事業

カ 新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業

② 事業の内容

ア 産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくる事業

基幹産業である農業、まちを形成する商工業等の振興を図ることが、「しごと」を確保する上で重要であり、これら産業の担い手の確保と育成と共に若い世代が魅力を感じ、希望を持てる産業の振興や雇用を創出する事業。

【具体的な取り組み】

- ・新規就農者育成に対する取り組みの整備、推進
- ・近未来技術等社会実装に向けた取り組みの推進 等

イ 笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業

人口減少の抑制のため、地方への新しい人の流れを生み出すための受け入れ体制の確保や、村の魅力の発信による新たな関係人口の創出・拡大を図る事業。

【具体的な取り組み】

- ・住居確保に向けた住宅建設補助事業の推進
- ・「新・人材育成」事業による人材交流の促進 等

ウ 若い世代の希望をかなえ安心できる子育て環境をつくる事業

「まち」を形づくる「ひと」が、豊かに暮らしていくための安心して子育てができる環境づくりを図る事業。

【具体的な取り組み】

- ・保育料の負担軽減
- ・妊産婦が安心して出産できる支援 等

エ 豊かな暮らしを営む地域をつくる事業

健康的で安心して住み続けられる「まち」の形成とともに、将来を担う人材の育成のほか地域間連携にも取組み広域的な地方創生を推進する事業。

【具体的な取り組み】

- ・街を形成する宅地分譲の実施
- ・さらべつまるごとブランディング計画の推進 等

オ 多様な人材の活躍を推進する事業

本村が継続的に発展するために住民一人ひとりが積極的に地域づくりに参画し、地域の課題に合わせた内発的な発展につなげる事業。

【具体的な取り組み】

- ・さらべつ版C C R C構想の策定・推進
- ・障がい者受け入れ支援 等

カ 新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業

「スマートシティ」をまちづくりの基本として、未来技術の活用を進めるための情報通信基盤、デジタル人材、データ活用基盤の整備・公開等の環境整備に取り組む事業。

【具体的な取り組み】

- ・「スーパービレッジ」構想の推進
- ・スマート産業の推進 等

※なお、詳細は第2期更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略（更別村デジ

タル田園都市国家構想総合戦略) 第3版のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

600,000千円 (2020年度～2024年度累計)

⑤ 事業の評価の方法 (PDCAサイクル)

毎年度8月頃に開催される夢大地さらべつ推進委員会において外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を検討する。検証後速やかに本村ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで